

●日本弁理士会 国際活動センターからのお知らせ
【米国情報】

2020年12月21日
担当: 米州部 高橋 智洋

Fast-Track Appeals Pilot Program について

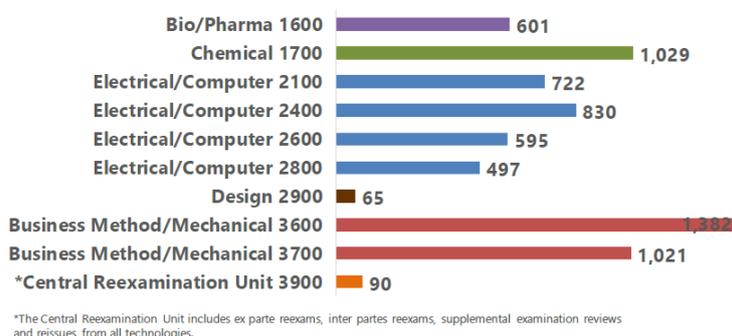
1. 経緯

米国特許商標庁(USPTO)は、査定系審判(ex parte appeal)を迅速に進めることを特許審判部(PTAB)に要求することができる新たなパイロットプログラムとして、Fast-Track Appeals Pilot Program を2020年7月2日に開始した。本パイロットプログラムにおいて、USPTOは、申請の受理から6ヶ月以内に審決に至ることを目標としている。本パイロットプログラムは、開始から1年間実施される。

2. 査定系審判に関する2020年度の統計(2019年10月1日から2020年9月30日)¹

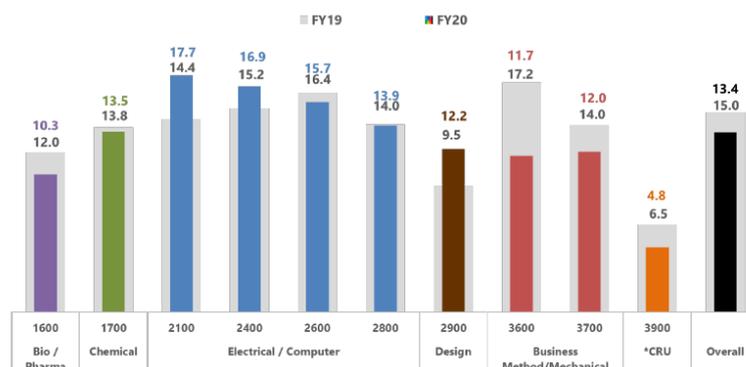
(1) 新受件数: 6742件(2020年度合計)

Appeal intake in FY20
(Oct. 1, 2019 – Sept. 30, 2020)



(2) 審理期間²: 平均13.4月(前年度は15.0月)

Pendency of decided appeals
(Jul. 2019 – Sept. 2019 compared to Jul. 2020 – Sept. 2020)

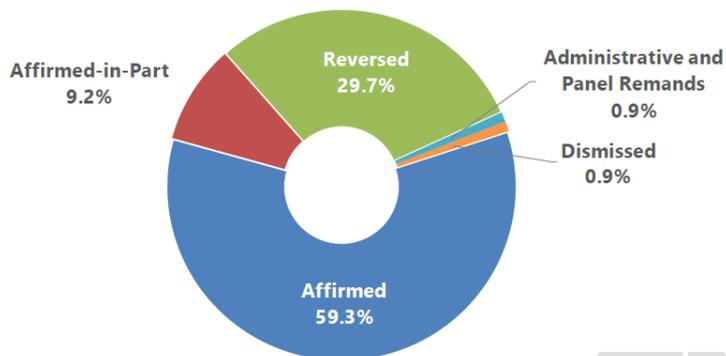


¹ https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/appeal_and_interference_statistics_sept2020.pdf

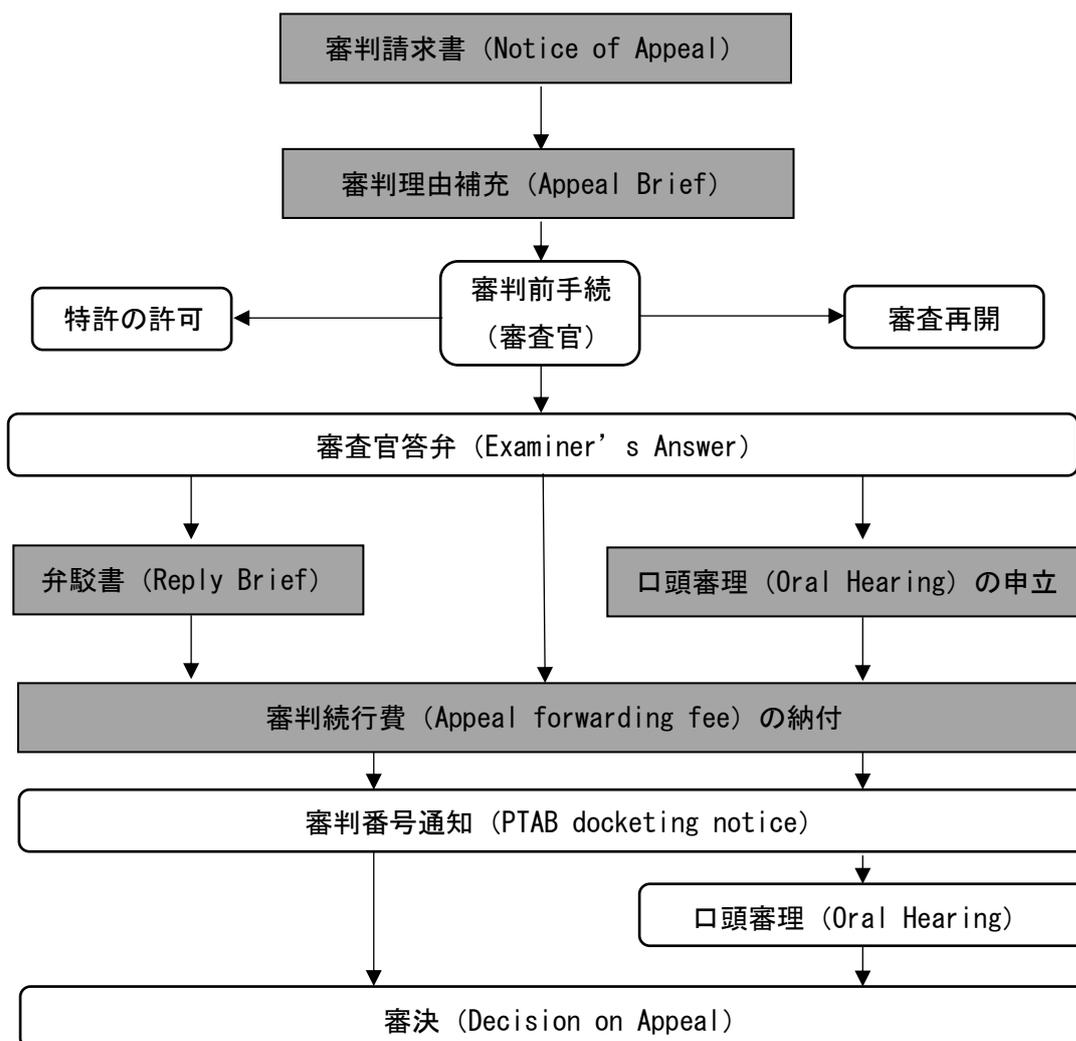
² 審判官の合議体が事件を受領してから審決までの期間(審判請求から審査官答弁後の審判続行費納付までの期間は含まれない。)

(3) 審判の結果(2020年度)

- 審査官の判断を支持(Affirmed): 59.3%
- 審査官の判断を一部支持(Affirmed-in-part): 9.2%
- 審査官の判断を破棄(Reversed): 29.7%
- 差し戻し(Remands): 0.9%
- 却下(Dismissed): 0.9%



3. 審判手続きのフロー



※弁駁書の提出及び口頭審理の申立は任意。ただし、審査官答弁が新たな拒絶理由を提起する場合、意見書を提出して審査手続きの再開を要求するか、弁駁書を提出して審判の継続を要求しなければならない。

4. Fast-Track Appeals Pilot Program について

(1) 申請の要件

- ① 出願の種別: 通常の実用特許、意匠特許、または植物特許
- ② 審判のステータス: 審判請求書が提出され、審判番号通知 (PTAB docketing notice)³が発行されている。
- ③ 申請書: 出願番号および審判番号を記載した申請書 (37 CFR 41.3) をUSPTOの電子ファイリングシステムで提出する。
- ④ 申請料: 37 CFR 41.20(a)において定める手数料 (420USドル [2020年11月24日現在]) を申請書提出時に支払う。

(2) 許可される申請数の上限

- ① 四半期ごとの上限: 125件
- ② 1年間の上限: 500件
- ③ 四半期ごとの申請数が125件の上限を超えた場合でも、USPTOの裁量で許可され得る。上限を大幅に超える申請が四半期中に提出された場合、受領順に次の四半期に持ち越される。

(3) 申請の状況⁴ (2020年12月18日検索)

	As of date	Petitions received in quarter	Petitions granted in quarter	Available petition slots in quarter	Petitions held in abeyance	Total granted petitions
Quarter 2 (starting 10/1/2020)	12/04/2020	28	27	98	0	86

申請数はUSPTOウェブサイト上で随時公開される。

(4) 本パイロットプログラムを利用した場合の口頭審理

本プログラムの適用を申請した場合の口頭審理も、通常の件と同様の手順で行われる。

本プログラムの適用を申請した審判請求人は、指定された口頭審理の場所および日時を変更した上で本プログラムを継続することはできない。ただし、口頭審理を放棄することができる。

2020年12月18日現在、COVID-19 対策のため、口頭審理は電話でのみ行われている。

(5) 本パイロットプログラムの活用の可能性

査定系審判の審理期間 (審判続行手続後) は、統計上、2020年度は平均13.4月であるが、審判請求書の提出から審決までの期間は2年程度またはそれ以上となることが多い。本プログラムを申請することにより、審理期間を平均で約7カ月 (13.4 - 6 ÷ 7月) 程度短縮し得る。必要に応じて、審判に進んだ件の早期決着を図ることができる。

以上

³ 審判番号通知 (PTAB docketing notice) は、審判続行費の納付後に発行される。

⁴ <https://www.uspto.gov/patents-application-process/patent-trial-and-appeal-board/fast-track-appeals-pilot-program>